

**令和6年10月1日からの入札制度の変更等のお知らせ****建設工事関連業務委託における最低制限価格の算入率の改定について**

## 1. 趣旨

建設工事関連業務委託における最低制限価格基準について、国及び県における低入札価格調査基準等の算入率が改定されたことに伴い、国及び県の算入率に合わせ改定します。

なお、市の算入率が国の算入率を上回るものについては、県と同様に改定しないものとします。

## 2. 改正内容

**地質調査**

項目	現行	改正後
直接調査費	× 1.00	× 1.00
間接調査費	× 0.90	× 0.90
解析等調査業務費	× 0.80	× 0.80
諸経費	× 0.48	× <b>0.50</b>

**土木関係建設コンサルタント**

項目	現行	改正後
直接人件費	× 1.00	× 1.00
直接経費	× 1.00	× 1.00
その他原価	× 0.90	× 0.90
一般管理費等	× 0.48	× <b>0.50</b>

**補償関係コンサルタント**

項目	現行	改正後
直接人件費	× 1.00	× 1.00
直接経費	× 1.00	× 1.00
その他原価	× 0.90	× 0.90
一般管理費等	× 0.45	× <b>0.50</b>

## 3. 適用時期

令和6年10月1日から実施し、同日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用

**【お問い合わせ先】**

日光市役所 財務部 契約検査課 契約係

TEL 0288-21-5134

FAX 0288-21-5137